

利用料金／総合体育館

令和元年10月1日 改正

区分				金額 (単位:円)				
				午前 9:00~13:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:00~21:00	全日 9:00~21:00	
団体利用	第1体育館	入場料等を徴収しないとき	平日	全部を使用するもの	3,020	6,060	6,060	13,650
				2分の1の面積を1単位として使用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820
				3分の1の面積を1単位として使用するもの	990	2,010	2,010	4,540
			土曜日 日曜日・休日	全部を使用するもの	4,540	9,090	9,090	20,480
				2分の1の面積を1単位として使用するもの	2,270	4,540	4,540	10,230
				3分の1の面積を1単位として使用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820
	入場料等を徴収するとき	平日	6,060	12,140	12,140	27,310		
		土曜日・日曜日・休日	9,090	18,200	18,200	40,970		
	第2体育館	入場料等を徴収しないとき	平日	全部を使用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820
				2分の1の面積を1単位として使用するもの	750	1,500	1,500	3,400
				3分の1の面積を1単位として使用するもの	2,270	4,540	4,540	10,230
		土曜日 日曜日・休日	全部を使用するもの	1,130	2,270	2,270	5,110	
			2分の1の面積を1単位として使用するもの	3,020	6,060	6,060	13,650	
			3分の1の面積を1単位として使用するもの	4,540	9,090	9,090	20,480	
	入場料等を徴収するとき	平日	3,020	6,060	6,060	13,650		
		土曜日・日曜日・休日	4,540	9,090	9,090	20,480		
	第3体育館	入場料等を徴収しないとき	平日	全部を使用するもの	870	1,760	1,760	3,980
				2分の1の面積を1単位として使用するもの	490	870	870	2,030
3分の1の面積を1単位として使用するもの				1,380	2,640	2,640	6,030	
土曜日 日曜日・休日		全部を使用するもの	750	1,380	1,380	3,170		
		2分の1の面積を1単位として使用するもの	1,760	3,530	3,530	7,960		
		3分の1の面積を1単位として使用するもの	2,770	5,300	5,300	12,050		
入場料等を徴収するとき	平日	1,760	3,530	3,530	7,960			
	土曜日・日曜日・休日	2,770	5,300	5,300	12,050			
管理棟	会議室	第1会議室		2,510	3,270	4,150	8,980	
		第2会議室		1,630	2,390	3,020	6,350	
		第3会議室		870	1,250	1,500	3,300	
		研修室		1,630	2,390	3,020	6,350	
		和室		750	870	990	2,370	
個人利用	トレーニング室	一般(1人につき)		150	150	150	410	
		中学生・高校生(1人につき)		50	50	50	120	
		一般(1人につき)		月間利用料金 1,640				
		中学生・高校生(1人につき)		月間利用料金 540				
	一般開放	一般(1人につき)		210	210	—	—	
		高齢者【満65歳以上】(1人につき)		100	100	—	—	
		中学生・高校生(1人につき)		50	50	—	—	
		—		—	—	—	—	
附属設備等				附属設備及び備品等については、市長が定める額とする。				

1. 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
2. スポーツ興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が市内である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。
3. 特別の理由により市長が必要と認めるときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
4. 冷暖房設備等については、市長の定める額とする。

利用料金／照明設備(1時間あたり)

(単位:円)

区分	第1体育館		第2体育館		第3体育館	
	全面使用	半面使用	全面使用	半面使用	全面使用	半面使用
A	6,290 (6,930)	2,450 (2,660)	1,700 (1,910)	840 (950)	—	—
B	3,410 (3,730)	1,480 (1,590)	1,050 (1,170)	530 (630)	310 (310)	150 (210)
C	1,480 (1,590)	950 (1,050)	630 (740)	310 (410)	150 (210)	100 (100)
ハンドボール用	950 (1,050)	—	—	—	—	—
テニス用 B	—	1,570 (1,670)	—	—	—	—
テニス用 C	—	950 (1,050)	—	—	—	—

※ ( )内は夏季(7・8・9月)の料金です。

利用料金／庭球場

区分				金額 (単位:円)		
				午前 6:00~12:30	午後 12:30~19:00	全日 6:00~19:00
団体利用 (大会のみ)	入場料等を徴収しないとき		1面	1,500	1,500	2,420
	入場料等を徴収するとき			4,540	4,540	7,280
個人利用	当日	一般(1人につき)		310	310	520
		高齢者【満65歳以上】(1人につき)		210	210	340
		小学生/中学生/高校生(1人につき)		100	100	150
	年間 定期券	一般(1人につき)		10,550		
		高齢者【満65歳以上】(1人につき)		7,370		
		小学生/中学生/高校生(1人につき)		3,510		

1. 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。